

<基準>

項目	基準
<p>(1) 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるように整備している公共的施設等</p>	<p>次のいずれかに適合していること。</p> <p>(1)高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）及び高山市誰にもやさしいまちづくり条例施行規則（平成17年高山市規則第2号）に規定する利用円滑化基準（以下「利用円滑化基準」という。）に適合する建築物</p> <p>(2)利用円滑化基準に適合する便所、駐車場、浴室等若しくは車いす使用者用客室又は利用居室から駐車場又は道等までの経路が利用円滑化基準に適合する建築物</p> <p>ただし、建築物の特性若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、利用円滑化基準の一部を適用しないことができる。</p> <p>(3)岐阜県福祉のまちづくり条例施行規則（平成10年岐阜県規則第63号）に規定する整備基準に適合する建築物以外の公共交通機関の施設、公園等、路外駐車場</p> <p>(4)サポートシートを設置し、当該車両の助手席または後部座席を回転、移動又は昇降させることにより、車いす利用者等が円滑に乗降できる構造としている車両</p> <p>(5)移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準（平成12年運輸省令・建設省令第10号）に適合する車両等</p> <p>(6)その他市長が特に認めるもの</p>
<p>(2) 高齢者、障がい者等個人の特性に配慮したサービスを提供している事業者、団体及び市民</p>	<p>次のいずれにも適合していること。</p> <p>(1)簡単にわかる、簡単にできるなど、「簡単」であることに配慮されていること</p> <p>(2)危険や予想外の結果となることを防止するとともに緊急事態を想定した対策を図り、「安全」であることに配慮されていること</p> <p>(3)身体的機能などにかかわらず、また、心理的抵抗を感じることなく楽に利用でき、「快適」であることに配慮されていること</p> <p>(4)個性や好みに応じて選べるなど、できる限り多くの人と状況に対応し、「自由」であることに配慮されていること</p>